

○島田市伊太庭球場条例

平成19年12月21日

条例第28号

改正 平成21年 9 月30日条例第45号

平成25年12月27日条例第43号

平成27年12月25日条例第37号

平成31年 3 月28日条例第 9 号

令和 3 年 3 月30日条例第13号

(設置)

第1条 島田市は、市民の心身の健全な発達及びスポーツの振興を図るため、庭球場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 庭球場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
島田市伊太庭球場	島田市伊太1303番地の3

(指定管理者による管理)

第3条 島田市伊太庭球場（以下「庭球場」という。）の管理は、法人その他の団体であって、島田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定めるところにより公募するものとする。ただし、第7条に規定する場合は、この限りでない。

(平21条例45・追加、平27条例37・一部改正)

(指定管理者が行う管理の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 庭球場の利用の許可に関する業務

(2) 庭球場の施設及び設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、庭球場の運営に関して教育委員会が必要と認める業務

(平21条例45・追加、平27条例37・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条第1項の規定による指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他規則で定める書類を添えて、教育委員会が定める期日までに教育委員会に申請しなければならない。

(平21条例45・追加、平27条例37・一部改正)

(指定管理者の指定)

第6条 教育委員会は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準を総合的に審査し、庭球場の管理を行わせることが最も適当であると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、市民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、庭球場の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

(平21条例45・追加、平27条例37・一部改正)

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第7条 教育委員会は、第5条の規定による申請がなかった場合、前条各号に掲げる基準を総合的に審査し指定管理者の候補者として適当と認めるものがなかった場合、又は庭球場の適正な運営を確保するため特に必要と認める場合は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人、公共的団体その他規則で定めるもののうちから、指定管理者の候補者を選定することができる。

2 前2条の規定は、前項に規定する指定管理者の候補者の選定について準用する。

(平21条例45・追加、平27条例37・一部改正)

(指定管理者の指定等の告示)

第8条 教育委員会は、第6条（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により指定管理者の指定を行ったとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消したとき、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示するものとする。

(平21条例45・追加、平27条例37・一部改正)

(開場時間)

第9条 庭球場の開場時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得てこれを変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、開場時間を変更することができる。

(平21条例45・追加、平27条例37・一部改正)

(休場日)

第10条 庭球場の休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、臨時に開場し、又は休場することができる。

(1) 毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その直後の休日以外の日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、臨時に開場し、又は休場することができる。

(平21条例45・追加、平27条例37・一部改正)

(利用の許可)

第11条 庭球場を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、庭球場の管理上又は公益上必要があると認めるときは、前項の許可（以下「利用の許可」という。）に際し、条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

(平21条例45・旧第3条繰下・一部改正)

(利用の不許可)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(3) 指定管理者が庭球場の管理上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、指定管理者が利用の許可をすることが適当でないと認めるとき。

(平21条例45・旧第4条繰下・一部改正、平27条例37・一部改正)

(利用の許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。

(1) 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 利用者が第11条第2項の規定により付された利用の許可の条件に違反したとき。

(3) 利用者が偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 利用の許可後において、前条各号のいずれかに該当していることが明らかとなったとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、指定管理者が庭球場の管理上利用させることが適当でなくなつたと認めるとき。

2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、公益のためやむを得ないと認めるときは、利用の許可を取り消し、利用の許可をした事項を変更し、又は利用を制限し、若しくは停止させることができる。

3 前2項の規定による取消し等により、利用者が損害を受けることがあつても、指定管理者は、その責めを負わない。

(平21条例45・旧第5条繰下・一部改正)

(利用料)

第14条 庭球場を利用しようとする者は、指定管理者が指定する日までに、次項の規定により指定管理者が定める利用料（法第244条の2第8項の利用料金をいう。以下同じ。）を、指定管理者に納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。利用料の額を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認を得たときは、その旨及び当該利用料の額を公表しな

ければならない。

4 利用料は、指定管理者の収入とする。

(平21条例45・追加、平27条例37・令3条例13・一部改正)

(利用料の免除)

第15条 指定管理者は、教育委員会が特に必要があると認めるときは、利用料を免除することができる。

(平21条例45・旧第7条繰下・一部改正、平27条例37・一部改正)

(利用料の不還付)

第16条 既納の利用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者が自己の責めによらない理由により庭球場を利用することができなくなったとき。

(2) 利用者が利用の日前1日までに、利用の許可を受けた事項の変更を申し込み、又は利用の許可の取消しを申し出た場合において、教育委員会が相当の理由があると認めるとき。

(平21条例45・旧第8条繰下・一部改正、平27条例37・一部改正)

(権利の譲渡等の禁止)

第17条 利用者は、庭球場を許可された目的以外に利用し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(平21条例45・旧第9条繰下・一部改正)

(利用者の原状回復の義務)

第18条 利用者は、庭球場の利用が終わったとき、又は第13条第1項若しくは第2項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用は、市長が利用者から徴収するものとする。

(平21条例45・旧第11条繰下・一部改正、平27条例37・一部改正)

(特別設備の制限)

第19条 庭球場においては、特別な設備を設け、又は造作を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けた者がこれらの行為をする場合は、この限

りでない。

2 前項ただし書の許可に伴い生ずる費用は、当該許可を受けた者の負担とする。

3 前条の規定は、第1項ただし書の許可を受けた場合について準用する。

(平21条例45・追加)

(秘密を守る義務)

第20条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平21条例45・追加)

(指定管理者の原状回復の義務)

第21条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 指定管理者が前項本文に規定する義務を履行しないときは、教育委員会がこれを代行し、その費用は、市長が指定管理者から徴収するものとする。

(平21条例45・追加、平27条例37・一部改正)

(損害賠償の義務)

第22条 故意又は過失により、庭球場の施設、設備その他の物件を損傷し、又は滅失した者は、直ちに教育委員会に届け出るとともに、市長が相当と認める損害の額を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(平21条例45・旧第12条繰下、平27条例37・一部改正)

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平21条例45・旧第13条繰下、平27条例37・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第3条の許可その他庭球場の使用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条から第8条までの規定の例により行うことができる。

附 則 (平成21年9月30日条例第45号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の島田市伊太庭球場条例 (以下「新条例」という。) 第3条第2項の規定による指定管理者の公募及び新条例第14条第2項に規定する利用料の額の決定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第3条第2項、第5条から第8条まで並びに第14条第2項及び第3項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に改正前の島田市伊太庭球場条例 (以下「旧条例」という。) の規定により市長がした許可その他の行為 (新条例第4条各号に掲げる業務に係るものに限る。) は、新条例の相当規定により指定管理者がした許可その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際旧条例の規定により市長に対してされている使用の許可に係る手続その他の行為 (新条例第4条各号に掲げる業務に係るものに限る。) は、新条例の相当規定により指定管理者に対してされた利用の許可に係る手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成25年12月27日条例第43号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日 (以下「施行日」という。) から施行する。ただし、附則第5項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例による改正後のそれぞれの条例 (以下「新条例」という。) の規定は、施行日以後に徴収すべき事由が生じた使用料、手数料その他の収入から適用し、施行日前に徴収すべき事由が生じた使用料、手数料その

他の収入については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 5 新条例の施行に伴って必要となる地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第9項後段に規定する利用料金の承認は、この条例の施行前においても、新条例の規定により定める額の範囲内で行うことができる。

附 則(平成27年12月25日条例第37号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(島田市伊太庭球場条例の一部改正に伴う経過措置)

- 10 この条例の施行前に改正前の島田市伊太庭球場条例の規定により市長がした指定その他の行為は、改正後の島田市伊太庭球場条例の相当規定により教育委員会がした指定その他の行為とみなす。

附 則(平成31年3月28日条例第9号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第8項の規定は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例による改正後のそれぞれの条例(以下「新条例」という。)の規定は、施行日以後に徴収すべき事由が生じた使用料、手数料その他の収入から適用し、施行日前に徴収すべき事由が生じた使用料、手数料その他の収入については、なお従前の例による。

(準備行為)

- 8 新条例の施行に伴って必要となる地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第9項後段に規定する利用料金の承認は、この条例の施行前においても、新条例の規定により定める額の範囲内で行うことができる。

附 則(令和3年3月30日条例第13号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第14条関係)

(平21条例45・全改、平25条例43・平31条例9・一部改正)

- 1 庭球場利用料

利用区分	利用時間	単位	利用料
独占利用	午前9時から午後5時まで	1面当たり	2,500円
	午前9時から正午まで	1面当たり	930円
	午後1時から午後5時まで	1面当たり	1,250円
	午後5時から午後9時まで	1面当たり	1,250円
時間利用	午前9時から午前11時まで	1面当たり、1時間につき	300円
	午前11時から午後1時まで	1面当たり、1時間につき	300円
	午後1時から午後3時まで	1面当たり、1時間につき	300円
	午後3時から午後5時まで	1面当たり、1時間につき	300円
	午後5時から午後7時まで	1面当たり、1時間につき	300円
	午後7時から午後9時まで	1面当たり、1時間につき	300円

2 照明施設利用料

単位	利用料
照明2基点灯、1時間につき	250円

備考

- 1 市内に住所を有しない者（市内の学校に通学する者及び市内の事務所、事業所等に通勤する者を除く。）又は事務所、事業所等を有しない法人その他の団体が利用する場合は、利用区分及び利用時間に応じて定められた利用料の額の50パーセントに相当する額を加算するものとする。
- 2 許可を受けた利用時間を超えて利用する場合の利用料の額は、超過時間1時間につき、許可を受けた利用時間に係る利用料の額の1時間分に相当する額を加算するものとする。